

一般社団法人神奈川大学宮陵会会員規程

(目的)

第1条 一般社団法人神奈川大学宮陵会定款第5条第2項の規定に基づき、入会に関し必要な事項並びに定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要事項を定める。

(入会の手続き)

第2条 定款第5条第2項の入会の手続きは、次のとおりとする。

(1) 正会員 横浜専門学校、神奈川大学、同大学院及び神奈川大学短期大学部を卒業した者(大学院博士後期課程単位取得後退学を含む。)は、卒業をもって正会員とし、特に手続きを要しない。ただし、正会員になることを留保することを希望する者は、その旨を会長に申し出なければならない。

横浜専門学校、神奈川大学、同大学院及び神奈川大学短期大学部に在学した者で、入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けた者とする。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けた者とする。

(3) 準会員 神奈川大学及び同大学院の入学をもって準会員とし、特に手続きを要しない。

(4) 特別会員 学識経験者及びその他の者で理事会で推薦を受け、入会を承諾した者とする。

(会費)

第3条 定款第7条の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員並びに賛助会員の会費は、年会費、基本会費、維持会費及び終身会費とする。

ア 年会費は、3,000円とし、毎年納入する。

イ 基本会費は、30,000円とし、一時に納入する。

ウ 維持会費は、基本会費を納入した正会員ならびに賛助会員の21年目以降の会費をいい、年2,000円とし、5年分の維持会費10,000円、10年分の維持会費20,000円、若しくは15年分の維持会費30,000円のいずれかを一時に納入する。但し、卒業後もしくは賛助会員として55年を経過した者は、免除する。

エ 終身会費は、90,000円とし、一時に納入するものとする。但し、基本会費と維持会費の累積額90,000円に達した時は、終身会費を納入したものとする。

(2) 準会員は、次のとおりとする。

ア 学部1年次入学の年度は年額10,000円、学部2年次編入学の年度は年額15,000円、学部3年次編入学の年度は20,000円とし、以降、卒業するまでの年度は年額5,000円とする。

イ 神奈川大学以外の大学を卒業し神奈川大学大学院に入学した年度は年額 15,000 円、2 年次の年額は 10,000 円とし、以降、修了又は満期退学するまでの年度は年額 5,000 円とする。

(3) 本条第 2 号に定める会費を、準会員が在学期間内に全額納めたときは、本条第 1 号に定める基本会費を納入したものとする。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(経過措置)

第 5 条 この規程の施行前に、特別会員であった者は、第 2 条第 1 項 1 号にいう正会員と同様の取り扱いとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 25 日から施行し、平成 30 年度の入学者から適用する。